

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額改定を行うこと。（第十五条及び別表関係）

第二 報酬月額改定は、令和五年四月一日に遡って行うこと。（附則第一項関係）